

地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について

1 地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会の設置等

- (1) 地域雇用活性化推進事業の企画書評価のため、地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会（以下「事業選抜・評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 事業選抜・評価委員会は、提出された企画書の内容について、審査・選抜を行う。

2 審査方法

- (1) 別紙「地域雇用活性化推進事業企画書採点基準」に基づき、委員ごとに採点する。
- (2) (1) の審査結果について、評価項目ごとに委員平均値（小数点以下は四捨五入とする。）を算出し、全項目の委員平均値を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書について、会長は各委員と協議を行うこととし、協議の結果、なお「失格」と判断された企画書の提案者は、契約候補者として選抜しない。

- (3) (2) の総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選抜する。

ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

イ 「A」の数と同数の場合は、会長の一任で契約候補者を選抜する。

3 事業選抜・評価結果の報告

事業選抜・評価委員会は、委員会事務局（職業安定局地域雇用対策課）を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。

各労働局支出負担行為担当官は、提出者に対し評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、事業選抜・評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

地域雇用活性化推進事業企画書 採点基準

○配点合計を103点、加点合計を23点とし、各評価項目毎に採点を行う。なお、採択可能なボーダー点は53点とする。

○採点基準は評価基準欄に記載されているものを除き、「A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや不十分、E：不十分」とする。

○★の付されている項目は機械的に算出される項目。

評価項目	評価基準	配点 (加点含む)	配点				
			A	B	C	D	E
1. 地域課題、事業コンセプト		15 (28)					
(1) 事業の目的、趣旨	本事業の目的及び趣旨について正しく理解し、仕様書に示す基本的な考え方に沿って的確に提案がなされているか (地域独自の雇用創造に資する取組と、本事業による取組とを一体的に実施する内容となっているか)		3				失格
(2) 地域課題、事業コンセプト	地域課題・地域資源が明確化され、それを踏まえた創意工夫ある事業コンセプトとなっているか 再応募地域については、前回事業における取組結果の分析やそれを踏まえた前回事業からの変更点、改善点が明確となっているか (統計データや具体的エビデンスに基づいているか)		12	10	6	3	0
★ (3) 地域要件 (雇用機会不足地域・重大災害被災地域)	下記のいずれかに該当するか (注1) 加点項目 A 「雇用機会不足地域の要件 (注2) に該当」 又は 「最近3年間又は1年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率が1倍未満」 B 重大な災害の被害を受けた地域の要件 (注3) に該当するか		5	3			
★ (4) 地域要件 (広域実施地域)	広域実施地域の要件 (注4) に該当するか 加点項目 A 該当する (6市町村以上) B 該当する (4市町村以上5市町村以下) C 該当する (2市町村以上3市町村以下) D 該当しない		8	6	4	0	
2. 事業内容		46					
(1) 事業所の魅力向上、事業拡大の取組 構想書別紙4 関連項目	事業所の魅力向上、事業拡大の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)		12	10	6	3	0
(2) 人材育成の取組 構想書別紙5 関連項目	人材育成の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)		12	10	6	3	0
(3) 就職促進の取組 構想書別紙6 関連項目	就職促進の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)		12	10	6	3	0
(4) 各取組の整合性と連動性 構想書別紙4、5、6 関連項目	各取組の組み合わせは事業の柱及び重点分野と整合性がとれており、地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか		10	8	5	2	0
3. 実施体制		10					
(1) 実施体制 構想書別紙3 関連項目	実施体制が適切なものとなっているか (事業を効果的に実施する上で、協議会の構成、実施主体の事業運営に係る人員体制や牽制体制が適切なものとなっているか等)		10	8	5	2	0
4. アウトカム目標及び費用対効果		26					
★ (1) アウトカム目標 (重複排除) の地域内就業人口への寄与度 構想書別紙1 関連項目	アウトカム目標 (重複排除) の就業人口 (注5) への寄与度 A 2. 0%以上 B 1. 0%以上2. 0%未満 C 0. 5%以上1. 0%未満 D 0. 1%以上0. 5%未満 E 0. 1%未満		6	5	3	1	0
(2) アウトカム目標の期待度 構想書別紙1 関連項目	事業構想全体から総合的に判断してアウトカム目標の達成が期待できるか		12	10	6	3	0

★	(3) アウトカム目標（重複排除） 1人あたりの経費 構想書別紙1、様式第3号関連項目	アウトカム目標（重複排除）1人当たりの経費 A 40万円未満 B 40万円以上60万円未満 C 60万円以上80万円未満 D 80万円以上100万円以下 E 100万円超	8	6	4	2	失格
5. 地域の取組		6(9)					
	(1) 地域の取組の有効性 構想書別紙2、7、8、9関連項目	活性化事業と地域独自の取組の連携による効果が期待できるか	6	5	3	1	0
★	(2) 地域再生計画の連携施策等 構想書別紙2、7、8関連項目	加点項目 ①地域雇用活性化推進事業の実施を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けている又は事業開始予定日までに受ける予定である ②地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業又は地域雇用活性化推進事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置を実施している ③地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置（地域未来投資促進法に係る支援措置等）を実施しているのいずれかが該当するか A ①～③のいずれも該当している B ①～③のうち2つが該当している C ①～③のうち1つが該当している D いずれも該当しない	3	2	1	0	
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（注6、注7）		(7)					
★	(1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	加点項目 下記のいずれかに該当するか A プラチナえるぼし（注8） B 3段階目（認定基準5つすべてが○となっている）（注9） C 2段階目（認定基準5つのうち、3～4つが○となっている）（注9） D 1段階目（認定基準5つのうち、1～2つが○となっている）（注9） E 行動計画を策定している（注10）	7	6	5	3	1
★	(2) 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業）	加点項目 下記のいずれかに該当するか A プラチナくるみん（注11） B くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（注12） C くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（注13） D トライくるみん（注14） E くるみん（平成29年3月31日までの基準）（注15）	7	5	4	4	3
★	(3) 若者雇用促進法に基づく認定	加点項目 下記に該当するか A ユースエールの認定を受けている	5				

注1 複数の地域要件に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。なお、該当しない場合は加点されない。

注2 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)で定める同意自発雇用創造地域

注3 重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が指定する地域

注4 2以上の市町村(市町村合併が予定されている市町村のみの場合は除く)が共同で事業構想を策定した地域

注5 直近(令和2年度)の国勢調査

注6 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。なお、該当しない(認定を受けていない)場合は加点されない。

注7 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する

注8 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

注9 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

注10 常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

注11 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

注12 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

注13 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(※15の認定を除く。)

注14 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

注15 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定